

「(仮称)上勇知ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に係る知事意見

平成30年3月13日付け

経済産業大臣宛て

本事業は、稚内市更喜苫内、クトネベツ、抜海及び上勇知地区において計画された風力発電事業であり、約1,979haの対象事業実施区域に、出力最大70,000kW（単機出力3,400～4,300kW級の風力発電機最大20基）の発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域の周辺には住居が点在しており、本事業の実施により騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺はガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類の渡りの経路となっているほか、当該区域の周辺ではオジロワシ等の希少猛禽類の営巣が複数箇所を確認されており、これら鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される。さらに、当該区域内においては、その大部分を特定植物群落である「稚内～抜海丘陵ササ草原」が占めているほか、ホソバツルリンドウなどの重要な植物種が確認されており、こうした重要な群落及び植物種への影響が懸念される。加えて、当該区域の周辺には、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数あり、これらの発電所が同時に稼働した場合、騒音やバードストライクなどについて累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、事業者は、次に示す事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

(1) 準備書の不備について

本準備書は、図書の全般にわたり、非常に多くの誤記や不整合な記述が見受けられるなど、不備が甚だしく、極めて信頼性の低いものとなっている。このため、準備書の記載内容を十分に精査の上、適正な内容に是正し、評価書に反映させること。

(2) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書では、環境影響評価項目の全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。しかし、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価に当たって科学的根拠が示されていない項目や不適切な解釈を行っている項目、さらに、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目が散見され、予測の妥当性や環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっており、公正で客観的な観点からの適正な環境配慮がなされたとは言い難い。

このため、改めて複数の専門家等から科学的知見を聴取することなどにより、科学的根拠を示した上で適正に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ風車の配置を変更するなど、環境影響を可能な限り回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的影響について

対象事業実施区域の周辺には、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数あり、本

事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、本準備書では、計画中の風力発電所の配置や工事の実施時期等が確定していないため予測条件が設定できないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていない。

しかし、これらの計画の多くは環境影響評価準備書の手続きを終了しており、具体的な計画が公表されていることから、これらの情報を入手するなどして、累積的な影響の予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、追加的な環境保全措置を講ずるなどして影響を回避又は低減すること。

(4) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで、事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働に伴う騒音については、方法書手続後に公表された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を参考として予測及び評価を実施している。しかし、当該指針を用いる場合の騒音測定のマニュアルで示された四季毎及び必要な日数の現地調査が行われておらず、各予測地点での残留騒音の季節変動が把握されていないなど、十分な調査が実施されていない。このため、当該指針により評価を行う場合は、当該マニュアルに沿って必要に応じて追加の現地調査を実施した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

イ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測については、対象事業実施区域の南側に集中して建設機械を配置した条件で実施しているが、当該区域の北側に近い予測地点での騒音は、北側に集中して建設機械が稼働する時期には予測結果を上回るおそれがある。このため、北側の予測地点において、建設機械の稼働による騒音が最大となる条件を改めて設定の上、予測及び評価を実施すること。

ウ 更喜苦内地区の最寄り住居では、現況騒音がA類型の環境基準値を上回っているにもかかわらず、本事業による建設機械の稼働によりさらに4 dB増加すると予測されている。このため、工事工程・工法の工夫などの適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は十分低減すること。

エ 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があることから、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、影響が確認された場合は、稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 施設の稼働に伴う騒音について、対象事業実施区域周辺の一部の住居等においては、他事業者が設置又は計画している風力発電所による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電所との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

(2) 風車の影

ア 対象事業実施区域周辺の複数の住居において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されている。このため、当該ガイドラインの指針値を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風車の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

イ 風車の影については、対象事業実施区域に近接する既設風力発電所「さらきとまないウィンドファーム」の影響も含めて予測及び評価を実施しているが、当該区域周辺の一部の住居等においては、さらに、他事業者が計画している風力発電所による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電所との累積的影響についても予測及び評価を実施すること。

(3) 動物

ア 重要な動物種に対する影響の予測について、現地調査結果との整合が図られていない記載が散見されるほか、予測の根拠や考え方が不明又は不合理である内容も多く見受けられ、妥当性が確認できないものとなっている。このため、予測内容全般にわたり不備がないか精査し、科学的根拠を明らかにした上で影響の程度をできる限り定量化するなど、改めて適切な手法で予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ追加の環境保全措置を検討すること。

イ バードストライクに係る年間衝突回数の推定結果について、オジロワシでは0.979 個体／年、マガンでは0.746 個体／年と、道北地域における他の風力発電事業計画と比較して極めて高い値が示されたものの、オジロワシについては対象事業実施区域周辺での採餌行動の頻度が少ないことなど、また、マガンについては施設の稼働後は風車を回避して飛翔すると考えられることなどを理由に、影響は軽微であると予測している。しかし、これらの理由は十分な科学的根拠に基づくものではなく、かつ、定量的な分析が行われていないため、影響が軽微とする予測は不適切であり、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、適切な方法で推定した年間衝突率ができる限りゼロに近づくように風車の基数の削減や配置の見直しを行うとともに、措置を講じてもおおきな影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 対象事業実施区域の周辺では、4つがいのオジロワシの営巣が確認されており、うち1つがいの営巣木は当該区域に近接しているが、当該営巣木の利用は一時的なものであったと推測し、影響は軽微であると予測している。しかし、利用が一時的であるとの推測はオジロワシの繁殖生態を十分に理解したものではなく、妥当な予測とはいえないことから、当該営巣木が継続的に利用されることを前提に予測を行い、影響を回避又は十分に低減するための環境保全措置を講ずること。

エ 対象事業実施区域内の風車設置予定位置近傍で確認されているハイタカの営巣への影響について、工事着手時には巣を移して繁殖を行う可能性があるなどとして、工事による影響は軽微であると予測しているが、当該予測は極めて不確実性が高い。

このため、工事工程に応じ、それぞれの工事の着手に先立ち、ハイタカの営巣状況等を確認するための調査を実施し、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。

オ 本事業のみならず、対象事業実施区域周辺で他事業者が設置又は計画している風力発電所によっても鳥類の行動が変化する可能性があることから、バードストライクや渡り経路の変更などに係るこれらの風力発電所との累積的影響について、適切に予測及び評価を実施すること。

カ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、自社マニュアルに従って実施するとしているが、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で複数年の調査とするとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

キ コウモリ類については、風況トラスにバットディテクターを設置して高高度の飛翔状況を確認したとしているが、ブレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できたとする根拠が示されていないことから、その科学的根拠を明らかにすること。また、それが出来ない場合は、対象事業実施区域及びその周辺におけるコウモリ類の生息状況に詳しい専門家等の意見を聴いた上で、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 植物

ア 植物相の調査については、季節間で確認種の組成のばらつきが大きいなど、調査精度が十分に確保されていないおそれがある。このため、調査方法や踏査ルートが適正であったか改めて検証し、必要に応じて追加調査を実施するなど、十分な精度を確保した上で、予測及び評価を実施すること。

イ 自然環境保全基礎調査で選定された特定植物群落「稚内～抜海丘陵ササ草原」が改変区域に含まれるが、本準備書では、すべて山火事後に成立した二次的な環境であることなどを理由として、重要な植物群落ではないと判断し、予測及び評価を実施していない。しかし、当該特定植物群落は、山火事の発生から十分な時間が経過した後に選定されたものであり、それを理由として重要な植物群落ではないと判断することは不適切である。このため、改変区域内のササ草原について改めて詳細な調査を実施し、原則、改変区域から除外すること。

ウ 改変区域内に分布する重要植物種であるキヨスミウツボ及びホソバツルリンドウについ

ては、原則として改変区域から除外すること。やむを得ず改変を伴う場合は、複数の専門家の意見を聴いた上で、代償措置を行うこと。なお、代償措置として移植を行う場合は効果の不確実性が極めて高いことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(5) 生態系

ア 上位性及び典型性の注目種について、候補種の選定経緯の説明がなく、また、候補種からの絞り込みの経緯についての説明が不十分であり、選定結果の妥当性が確認できないものとなっている。さらに、各注目種への影響の予測及び評価についても、科学的根拠が不明又は不十分な内容が多く見受けられ、妥当性が確認できないものとなっている。

このため、評価書においては科学的根拠を明らかにした上で、注目種の選定経緯を詳細に分かりやすく記載するとともに、必要に応じて注目種の変更を行い、改めて適切な方法で予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、効果的な拡散防止策を講ずること。

ウ 風車の配置や改変区域の決定に当たっては、事前の現地調査などにより、大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木の分布を把握した上で、その周辺を回避するなどにより、動物の生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 景観

ア 道立宗谷ふれあい公園からの眺望について、フォトモンタージュによる予測では、景観資源である大沼や利尻山を望む方向の丘陵に最大 20 基の風車が視認される結果となっているが、評価では、垂直見込角は 0.58～0.88 度の範囲でありほとんど気にならないとしている。しかし、大沼と一体の景観を形成する丘陵部に多数の風車が介在することから、当該眺望景観の特性や利用者の意見を十分に踏まえ、改めて評価を実施した上で、影響が十分に低減されるよう適切な環境保全措置を検討すること。

イ 主要な眺望景観の一部には、他事業者が設置又は計画している風力発電所の風車が介在するおそれがあることから、これらの風力発電所との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

(7) その他

稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定めており、対象事業実施区域の一部が、同ガイドラインにおいて示された「自然保護等から建設が好ましくない場所」や「法規制により極めて建設が困難な場所」と重複していることから、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。